

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

平成30年4月から入院時の食事代が変わります。

現在の食費
一食あたり 360円



平成30年4月から
一食あたり 460円

対象者 ・国民健康保険の所得区分が一般課税の世帯の方
・後期高齢者医療保険の所得区分が課税世帯の方
※住民税非課税世帯、指定難病患者等はありません。

整骨院・接骨院・鍼灸師との正しいかかり方

整骨院・接骨院・鍼灸師の診療には、健康保険証が「使える場合」と「使えない場合」がありますので、受診の際には注意してください。

○保険証が使える場合

- 外傷性のねんざ・打撲 ■医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要）

○保険証が使えない場合（全額自己負担となります）

- 疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労など ■脳疾患後遺症等の慢性病
- 内科的原因による疾患のこりや痛み ■症状の改善がみられない長期の施術
- スポーツ等による肉体疲労改善のための施術 ■工作中や通勤での負傷（労災給付対象）等

○鍼灸・マッサージの場合

施術を健康保険で受ける場合は、医師の同意書または診断書が必要です。

第三者行為による事故、ケガを負った場合にはまず連絡を!

○第三者行為とは…

- 交通事故 ■他人のペットによるケガ ■不当な暴力や傷害行為によるケガ
- スキー・スノーボードなどの接触事故 ■購入食品や飲食店などでの食中毒など

○第三者行為による治療費は、加害者が負担するのが原則です。

上記行為によるケガ等を負った際、町の健康保険に連絡がなければ、本来加害者が負担すべき治療費を町で負担しなければなりません。

このような場合は、相手方の名前、住所、連絡先を確認し、示談で解決される前に速やかに連絡いただきますようお願いいたします。連絡先：住民課 ☎0556-66-3405(直通)

医療費は、みなさまの保険税（保険料）や自己負担でまかなわれています。医療費が正しく使われないと、みなさまの家計や保険財政を圧迫してしまいます。医療費の適正化にご理解とご協力をお願いします。

平成30年度の

特別児童扶養手当・特別障害者手当等について

特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護している父母等に支給される手当です。(障害年金を受けることができる場合や障害児施設等に入所している場合は対象となります。)

・身体障害者手帳1級から3級程度

・療育手帳A1～B1程度又は同程度の精神障害のある場合

◇手当額(月額)

・1級 51,700円
・2級 34,430円

特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される手当です。(身体障害者療護施設等に入所している場合や病院等に3ヶ月以上収容された場合は対象になりません。)

・身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度、又は同程度の精神障害のある場合

◇手当額(月額)

26,940円

障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給される手当です。(障害年金を受けることができる場合や障害児施設等に入所している場合は対象となります。)

・身体障害者手帳1級から2級程度療育手帳A程度または同程度の精神障害のある場合

◇手当額(月額)

14,650円

◇お問合せ

福祉保健課
☎64-4836(直通)

◎平成30年度 福祉タクシー券の交付について◎

町では、障害者及び高齢者世帯等が日常生活に必要な交通の便を確保することにより、社会活動の範囲を広め、もって障害者等の福祉の向上を図ることを目的として、タクシー券の交付を行っています。

交付対象者は、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A及びB、精神保健福祉手帳1～3級に該当する方。

また、70歳以上の一人暮らし、70歳以上の方のみの世帯、80歳以上の方が一人でもいる世帯が対象となります。世帯に複数に対象者がいる世帯に関しては、世帯に対して交付します。

なお、自動車税等の減免を受けている世帯は対象外になります。

対象者の世帯には申請書を送付致しましたので、必要事項を記入の上、役場本庁舎・分庁舎・万沢支所に申請してください。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問合せ 福祉保健課福祉係 ☎64-4836(直通)